

議会基本条例等調査特別委員会報告書

平成25年6月6日

委員長 清原 哲史

議会基本条例等調査特別委員会は、平成23年第2回定例会において設置され、これまで2年間にわたる調査研究を行ってまいりました。

去る、平成25年5月24日の第29回議会基本条例等調査特別委員会において、調査・研究の成果として、前文と23条からなる条例案を取りまとめましたので、その骨子について報告をいたします。

前文では、議会と市長、2つの代表機関の特性と関係について述べ、さらに地方分権の時代を迎えて、議会が果たすべき役割と責任が一層大きくなり、市民に開かれた議会、市民と共働のまちづくりを目指すという制定の趣旨と理念の実現に向けた決意、並びに市民との約束を明文化しております。

第1章の総則では、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりを実現することを目的として、情報公開と市民参加を原則とした議会運営の基本的事項を定め、本条例を最高規範と位置付けております。

第2章、議会及び議員の活動原則では、議会は、市民を代表し意思決定を行う機関であることを自覚し、市民の多様な意見を把握して政策立案に取り組むこと。市政運営のチェック、情報公開と説明責任などを定めております。また、議員の活動原則では、議員間の自由な討議を尊重し政策水準を高めることや資質の向上などを定めております。

第3章、市民と議会の関係においては、本会議、委員会の原則公開、公聴会制度や参考人制度の活用、課題別の懇談会を開催し、市民の意見を政策及び制度に反映させることや議会報告会を開催し、審議の経過及び結果を報告するとともに、自由に意見交換ができる場を設けることを定めております。

第4章、市長等執行機関と議会及び議員の関係においては、議会と市長等は常に緊張ある関係を構築し、監視及び評価を行うこと。論点、争点を明確にするために、一問一答による質疑応答や反問権。市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業について、政策等を必要とする背景など7項目の説明を求めることとし、予算、決算における説明資料作成や計画的で市民の視点に立った透明性の高い市行政を推進するため議会が議決すべきものの範囲を定めております。

第5章、政策推進会議では、市民からの要望等や会派から出された政策課題について議員間討議を行い、政策立案するための会議を定めております。

第6章、委員会の活動では、委員会の持つ専門性と特性を生かし、行政課題に迅速かつ的確に対処することや所管事務調査等により市民又は団体との意見交換を積極的に行うことを定めております。

第7章、議会及び議会事務局の体制整備では、議員研修の充実強化、議員の政策立案等を補助するため議会事務局体制の充実に努めることや議会図書室の充実、情報技術の発達を踏まえ多様な広報手段により、市民へ迅速かつ正確な情報提供に努めることを定めております。

第8章、議員の政治倫理では、古賀市政治倫理条例を遵守し、政治倫理の向上と確立に努めなければならないことを定めております。

第9章、議員の定数及び議員報酬では、議員定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分考慮し、市民の意見を聴取することや議員報

酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案することを定めております。

第10章、政務活動費では、政務活動費を有効に利用して、積極的に市政に関する調査研究を行うことを定めております。

第11章、見直し手続では、この条例の目的の達成状況について、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営委員会で検討を行い必要な時はこの条例の改正を含め適切な措置を講じることを定めております。

次に、この2年間の主な調査研究活動について報告いたします。

平成23年8月4日、先進地である宗像市議会において、議会基本条例制定の取り組みと議会報告会の実施状況、インターネットによる議会中継、録画配信についての調査を行いました。

平成23年8月～11月にかけてワーキングチームを設置し、議会を身近にするための市民アンケートの実施、アンケート結果の集約を行っております。

平成23年11月22日、アンケート調査結果と古賀市議会が目指すものと題し、なぜ議会基本条例が必要かを説明するためのパブリックヒアリングを開催し、39名の市民の参加がっております。

平成23年12月22日、九州大学大学院の田中孝男准教授を招いて、議会基本条例の制定についての講演会を開催しております。

平成23年12月～平成24年3月までは、「第4次総合振興計画」の集中審査のため休会をしております。

平成24年3月28日、委員会を再開し、古賀市議会における利点・問題点・課題について協議を行い、平成24年4月～8月にかけて、京丹後市、田川市等の議会基本条例を参考に、ワークシートを用いて各会派からの意見を提出し議論を深めました。

平成24年8月17日、これまでの議論をもとに、条例素案を作成するために、特別委員会委員長、副委員長及び各会派より1名の計9名の「素案作成に関する小委員会」を設置し、平成24年9月～12月まで、9回にわたり素案の検討を重ねてまいりました。

平成25年1月22日、「素案検討に関する小委員会」を閉じ、新たに「条例案検討に関する小委員会」を設置し、平成25年3月15日～4月15日までの1か月間パブリックコメントを実施し5名の市民から16件の意見が寄せられております。

平成25年4月13日、昼の部、夜の部の2回に分けて、議員間討議中であることを前提に素案の市民説明会を開催し、市民35名が参加され意見交換を行いました。

平成25年4月17日長崎市議会、4月18日大分市議会に2班に分かれ、議会基本条例の内容と実施状況についての調査を行いました。

条例案検討に関する小委員会では、パブリックコメント、市民説明会での意見、先進地視察状況や各会派からの意見を踏まえ素案の検討を行い、平成25年5月2日の第10回小委員会で条例案の取りまとめを行い、5月8日第27回特別委員会に報告し更に議論を深め、法制協議等に入ることを確認いたしました。

5月15日の第28回特別委員会では、法制協議による修正部分について、その内容を確認し議論を行い、さらに、5月23日の第11回「条例案検討に関する小委員会」での最終議論を経て、5月24日の第29回特別委員会では、さまざまな意見が出されましたが、結論としては、冒頭報告しました案文をこの2年間の成果物とすることを確認いたしました。

特別委員会は、平成25年第2回定例会に最終報告を行い閉じることとしており、議会基本条例案については、最終的な調整を踏まえ、議員提案で提出することとなりました。

平成23年6月議会で特別委員会を設置して以降の2年間にわたり、委員の皆様には熱心にご議論いただき、委員会の運営にご協力いただきましたことを深く感謝申し上げます。また市民の皆様には市民説明会やパブリックコメントで貴重なご意見をいただいたことに心より感謝申し上げ、議会基本条例等調査特別委員会の委員長最終報告といたします。